

市民参加・協働のまちづくりプラン（素案）におけるパブリックコメント（意見公募）に
寄せられた意見と意見に対する市の取り扱い及び考え方について

案 件：（仮称）市民参加・協働のまちづくりプラン素案

募集期間：平成 24 年 10 月 15 日（月）～11 月 14 日（水） 31 日間

応募意見：6 人 30 件

市の対応：修正	4 件	素案を修正するもの
既記載	3 件	既に素案に盛り込んでいるもの
参考	14 件	素案には反映できないが、今後の参考とするもの
その他	9 件	素案には反映できないが意見として伺ったもの

【プラン一般について】 10 件（修正 1 件 既記載 3 件 参考 2 件 その他 4 件）

番号	意見箇所・意見の内容	取扱い	意見に対する市の考え方
1	P.2 高齢化等の進展と財政について 限られた市財政を高齢者支援よりも子育て支援や学校教育の充実に活用すべきである。	その他	素案には反映できませんが、ご意見として伺います。
2	P.9 市民の市民参加・協働の現状について 計画策定における前段階の現状分析にあたり、市民アンケートや市民の取り組みについての意見聴取を行っておらず、現状分析が甘く平面的である。	その他	直近に「健康に関するアンケート調査（平成 20 年度実施）」、「第 12 回住民意識調査（平成 21 年度実施）」、「第 5 期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査（平成 22 年度実施）」などの参考となる市民アンケートを実施していたことから、費用削減と効率のため、プランの策定に際して、市民アンケートを実施しておりませんが、市民の意識調査にあたっては、上記アンケート結果をもとに十分に分析しています。 自治会活動など市民の取り組みの把握については、市は、自治会長と、平成 18 年度から小学校区ごとに年 3 回程度の意見交換会（平成 23 年度実績 467 人参加）を行うとともに、市民活動団体とも定期的に意見交換を行っているところです。 今回のプランの策定にあたってはこのような取り組みを通じ、市民の活動の現状を把握したうえで分析し、計画を策定しています。

3	<p>P.18 職員の意識改革と養成を行います。</p> <p>職員の意識改革という表現があるが、現在の職員の（正しい）意識も否定するものなので、表現をあらためる必要がある。</p>	その他	<p>プランの実行にあたっては、市はこれまでの意識やしくみを大きく変えて取り組む姿勢が必要です。</p> <p>「意識改革」における「改革」という文言には、ご指摘の意味も含まれますが、市としてこれまでの取り組みを踏まえうえて、更に良くするという姿勢が求められていることから、職員の意識改革と表記しています。</p>
4	<p>P.21 まちづくり条例・市民参加条例ともに、その対象事業数が少ない</p> <p>まちづくり条例、市民参加条例ともに対象事業数が少ないことを問題点として挙げているが、市民参加がきっちりと担保されていれば、対象事業をむやみに増やす必要はない。</p>	参 考	<p>今後の参考とさせていただきます。</p> <p>まちづくり条例及び市民参加条例の趣旨に基づき、対象事業に漏れがないよう進めます</p>
5	<p>P.21 まちづくり条例・市民参加条例ともに、（中略）市民の認知度が低い</p> <p>認知度は、高いに越したことはないが、まちづくり条例、市民参加条例の認知度が市民に低いことは大きな問題とは思えない。</p>	その他	<p>まちづくり条例及び市民参加条例については、よりよい協働のまちづくりの達成のために市民に対して、「市民の責務」を規定した条例ですので、市としては、広く市民に認知されている方が望ましいと考えております。</p> <p>今後も市民参加を推進するために条例をPRすることで広く市民の皆さんの認知度を高くしていきたいと考えます。</p>
6	<p>P.26 第4次総合計画後期基本計画第一次実施計画における市民参加・協働の実施状況について</p> <p>実施状況分析の公表をしてください。</p>	参 考	<p>プランの策定にあたり、実施計画における各事業について、市民参加・協働の実施状況を調査していますので、プランの策定にあわせて公表します。</p> <p>また、プランの策定後も、協働の実施状況について公表します。</p>
7	<p>P.26 第4次総合計画後期基本計画第一次実施計画における市民参加・協働の実施状況について</p> <p>実施状況については、市民の分析も必要である。</p>	既記載	<p>プランでは、市民で組織する「（仮称）市民協働推進委員会」を設置し、実施計画事業における市民参加・協働の進捗状況などについて市民の視点で評価します。</p>

8	<p>P. 27 協働の定義について</p> <p>市は、協働の定義において、「市民と市」が「対等であるという原則」が白井市の考え方・定義から欠如している。</p>	修正	<p>市民参加・協働の定義については、市民参加条例の定義を記述しています。</p> <p>協働の定義については、新たに「協働を進めるうえでの基本原則」及び「協働の定義」について加えます。</p> <p>その中で、市民と市が協働を進めるうえでのお互いのルールとして、「対等な関係」について記載し、わかりやすく表記します。</p>
9	<p>P. 36 計画の実施のあたって</p> <p>市が目指す姿として市民参加・協働のイメージが示されているが、計画の実施にあたって、財政的な検討がなされておらず真実味がない。</p>	既記載	<p>プランは、後期基本計画における事業を市民参加・協働の視点で実施するために策定した計画です。</p> <p>したがって、プランで定める事業の実施段階にあたっては、総合計画に位置づけて取り組むこととなります。</p> <p>なお、総合計画の策定にあたっては、財政推計を行って実施するものです。</p>
10	<p>P. 36 計画の実施のあたって</p> <p>市が目指す姿として、市民参加・協働のイメージが示されているが、実現するためには、小学校区ごとに活動拠点を作り、それ相当の処遇で専門職を配置し、活動資金を提供するのであればその組織は動かない。</p>	既記載	<p>プランでは、市は地域の課題解決のための地域のしくみと環境づくりを行うこととしており、小学校区を基礎としたまちづくり組織の設立とその支援を計画し、地域の課題を解決するため各小学校区に地域担当職員を配置するとともに、地域への一括交付金制度の調査・研究を予定しています。</p> <p>なお、活動拠点については、今後の支援のあり方の参考といたします。</p>

【施策の具体的展開】 12件（修正2件 既記載0件 参考9件 その他1件）

番号	意見箇所・意見の内容	取扱い	意見に対する市の考え方
11	<p>P. 42 審議会などの会議への市民公募枠の拡大</p> <p>審議会等における市民公募枠の定員を各課に任せたのでは、定数が低くなる傾向があると思うので、定員を拡大させるためには、市民参加条例などに明記して、市全体の方針を示すべきである。</p>	参考	<p>市民参加条例の策定過程において、市民公募枠に一定基準を規定しないのは、設置する審議会等のそれぞれの目的により、望ましい委員の構成やその構成割合が異なることから、条例には定数や割合を定めていませんが、市は、審議会などの市民公募枠については、できる限り拡大していく方針です。</p>
12	<p>P. 42 無作為抽出型公募市民参加・協働登録制度の研究と制度化</p> <p>無作為抽出型公募市民登録の制度化は、市民参加を活性化させる画期的な手法なので、ぜひ成功に導いて欲しい。</p>	参考	<p>一部の事業では、既に、無作為抽出された市民による市政への参加のしくみを取り入れています。今後、制度のあり方について検討します。</p>
13	<p>P. 46 市民大学校について</p> <p>市民大学校の位置付けと卒業生の役割（リーダー養成）</p>	参考	<p>市では、一人ひとりの充実した生活の実現と市民参加による協働のまちづくりを推進するため、白井市民大学校を開校しており、卒業（在学）した方々で、地域社会の担い手として地域で活躍されている方々や、これから活躍したいとお考えの方々も数多くいるところです。</p> <p>このようなことから、市が実施する養成講座にあたっては、市民大学校との連携により、在校生や卒業生へ情報提供を行います。</p>
14	<p>P. 46 子ども世代と地域との関わりの強化について</p> <p>自分たちが活動する市民活動団体で、学校や子どもたちと市民活動団体が連携する事業を実施していきたい。</p>	参考	<p>プランでは、市民が地域を意識し愛着を持てるよう小中学校の学校教育で地域との関わりをもつ機会を増やすことを目指しています。</p> <p>今後、学校や市民団体などと事業の実施方法について検討を行う予定です。</p>

15	<p>P. 48 地域活動に参加しやすい環境づくりについて</p> <p>市民が活動しやすい環境の提供</p> <p>1) 広さ 2) 場所 3) 平等の厳守 4) 資金支援</p>	参 考	<p>プランでは、市は、市民の地域活動を支援するために人材育成、補助金、助成などによる団体の活動支援を検討することとしています。</p> <p>今後、市民活動推進センターが、更に市民が活動しやすい環境となるようセンターの機能やあり方などについて検討します。</p>
16	<p>P. 48 人材育成について</p> <p>市民参加・協働に対する人材の確保、デビュー支援策、人材育成策が不明</p>	参 考	<p>プランでは、人材育成及び人材の確保等のために人材バンクの構築や幅広い世代の地域活動など新たに活動を始める人への支援及び人材育成を予定しています。</p> <p>また、地域における人材育成として、地域を担うコミュニティリーダーの育成や市民間、団体間をコーディネートできる市民活動コーディネーターの養成の実施を予定しています。</p>
17	<p>P. 50 市民活動推進センターの運営・機能強化について</p> <p>市民活動推進センターの機能強化・拡充について賛成です。</p>	参 考	<p>市民活動推進センターについては、機能やあり方など市民活動団体や利用者と十分な協議を行い、運営・機能強化を進めます。</p>
18	<p>P. 50 市民活動推進センターの運営・機能強化について</p> <p>自治会等との交流の場とすることについて、以下の理由により反対である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動推進センターの面積が狭い。 ・自治会は各地域に拠点を決めるべきである。 	修 正	<p>市民活動推進センターの運営・機能強化については、市民活動推進センターの機能やあり方も含めて、市民活動団体や利用者と十分な協議を行い、今後の方針について検討します。</p> <p>プランにおける記述については、「検討にあたっては、市民活動団体などを交えて検討する」ことを加え、修正します。</p>
19	<p>P. 50 市民活動推進センターの運営・機能強化について</p> <p>市民活動推進センターの機能強化・拡充について、今後の運営体制が不明である。</p>	参 考	<p>市民活動推進センターの運営・機能強化については、市民活動推進センターのあり方や今後の方針も含めて、運営に携わっている関係者や利用者と十分に協議を行います。</p>

20	<p>P. 52 地域のリーダーになる市民の養成について</p> <p>市民自治に向けた支援体制・リーダー養成策が見えない。</p>	<p>その他</p>	<p>プランでは、市民が地域において、市民主体のまちづくりを行えるよう、地域を担うコミュニティリーダーの育成と市民間、団体間をコーディネートできる市民活動コーディネーターの養成を行うこととしています。</p> <p>具体的な施策については、個別に検討を行ったうえで、あらためて事業として実施します。</p>
21	<p>P. 53 地域の課題解決のための地域のしくみづくりについて</p> <p>地域の課題解決に向けた行政側からの協働ルールが不明確</p>	<p>修正</p>	<p>新たに「協働を進めるうえでの基本原則」について加えます。</p> <p>その中で、市民と市が協働を進めるうえでのお互いのルールをわかりやすく表記します。</p>
22	<p>P. 53 地域の課題解決のための地域のしくみづくりについて</p> <p>住民・自治会・行政など全参加者を結ぶシステムが見えない。 (役割と資格、有償化・報償化、住民税1%制度など)</p>	<p>参考</p>	<p>プランでは、自治会や地域の団体などが主体となり、小学校区を基礎としたまちづくり組織を設立し、地域課題の解決策を図ります。</p> <p>また、市は、地域コミュニティ活動を支援するため、まちづくり組織への補助制度の創設を検討します。</p> <p>事業の実施にあたっては、市民・市民活動団体・事業者などと協議・検討しながら進めます。</p>

【その他】 8件（修正1件 既記載0件 参考3件 その他4件）

番号	意見箇所・意見の内容	取扱い	意見に対する市の考え方
23	その他 市が市民参加・協働により、計画を実行する決意が中心の計画なので、ぜひ実現して欲しい。	その他	ご意見として伺います。
24	その他 市は、今後、市に市民の意見を取り入れる「市民参加」から市民とともに働く「市民協働」に移行すべきである。そのための予算として、市民参加において審議会等で支出している委員報酬を徐々になくし、報酬を協働の分野に振り分けるべきである。	その他	ご意見として伺います。
25	P. 67 図について 「(仮称) 白井市市民協働推進本部」が、「(仮称) 市民協働推進委員会」に対して、改善指示とあるが、根拠はなにか。	その他	パブリックコメントのために印刷し配布した一部の素案の記述に誤って「改善指示・改善報告」と記述がされたまま印刷されたものがありました。正しくは、「改善報告・公表」です。大変ご迷惑をおかけしました。
26	その他 市や梨業組合が、市内の働いていない若者に梨の生産教育制度を行い、農業への就労を支援することで、不耕作地の減少し、梨のブランド化と生産量の向上が期待できるので、市は積極的に取り組むべきである。	参考	プランが規定するのは、市が体系的に市民参加・協働を進めるための推進体制の整備と市が現在実施している総合計画事業を市民参加・協働で推進するための事業です。 ご提案のありました事業は、今後の参考とさせていただきます。
27	その他 協働の事例について 「しろい環境よいとこ百選の発行にあたって、市の関与のあり方などを事例として取り上げてほしい。	参考	協働の事例として、今後市が作成する協働の事例集における掲載を検討します。

28	<p>その他 自治会が地域を担うことについて</p> <p>自治会は、自治会の行事に忙しく、地域の活動を行うことはできないのではないかと。</p>	参 考	<p>自治会が地域を担うことについて、自治会長をはじめ役員の方々が自治会行事で忙しいことについては市も認識しているところですが、自治会は地域におけるコミュニティの基盤と捉えていますので、地域づくりに自治会の皆さんの協力が不可欠です。</p> <p>市は、住民主体のまちづくりを推進したいと考えていますので、プランでは、各小学校区に地域担当職員を配置するなど、地域の課題解決の支援に取り組んでいきたいと考えています。</p>
29	<p>その他 協働の事例について</p> <p>市が実施している協働の事例として、成功の事例として総合型地域スポーツクラブの事例があるので、事例として紹介してほしい。</p>	修 正	<p>白井市における総合型地域スポーツクラブについて、文章中に記述を加えます。</p> <p>なお、総合型地域スポーツクラブの活動については、協働の事例として今後市が作成する協働の事例集における掲載を検討します。</p>
30	<p>その他 まちづくり条例について</p> <p>まちづくり条例の最大の特徴である「地区計画」が本当の意味で策定されたことはないのと、なぜなのかを分析検討する必要がある。</p>	その他	<p>プランが規定するのは、市が体系的に市民参加・協働を進めるための推進体制の整備と市が現在実施している総合計画事業を市民参加・協働で推進するための事業です。</p> <p>なお、都市計画法に基づく地区計画については、現在、市内 11 区画で決定しています。</p> <p>また、まちづくり条例に基づく「地区まちづくり計画」は、市内 1 地区で決定しているところですが、現在も地区まちづくり計画を決定するための組織である「地区まちづくり協議会」が新たに 1 地区で設立され、地区まちづくり計画の決定に向けて活動しています。</p>